

議案第六十三号

三朝町非常勤消防団員の退職報償金の支給に関する条例の

一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員の退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年六月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「の階級とする」を「の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、自治省令の定めるところにより規則で定める階級とする」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（委任規定）

第九条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」

という。)第三条及び第九条の規定は、昭和六十三年四月一日以後に退職した三朝町の非常勤消防団員(次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)について適用し、同日前に退職した三朝町の非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。